

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市榎島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 条 例

- 条例第19号 宇治市印鑑条例の一部を改正する条例  
 ..... (市民課) ... 2
- 条例第20号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 ..... (保育支援課) ... 2
- 条例第21号 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
 ..... (人事課) ... 2
- 条例第22号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例  
 ..... (人事課) ... 2
- 条例第23号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
 ..... (人事課) ... 3
- 条例第24号 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例  
 ..... (人事課) ... 4
- 条例第25号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
 ..... (水道総務課) ... 4
- 条例第26号 宇治市手数料条例の一部を改正する条例  
 ..... (市民課) ... 4
- 条例第27号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
 ..... (国民健康保険課) ... 5

### 規 則

- 規則第28号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則  
 ..... (税務課) ... 6
- 規則第29号 宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則  
 ..... (人事課) ... 9

### 告 示

- 告示第111号 指定居宅介護支援事業所の事業の廃止  
 ..... (介護保険課) ... 9
- 告示第5号 放置自動車等の廃物認定 ..... (建設総務課) ... 10
- 告示第6号 議決予算の公表 ..... (財政課) ... 10
- 告示第7号 宇治都市計画地区計画の決定 ..... (都市計画課) ... 11

### 公 告

- 公告第3号 宇治都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書

- の写しの縦覧 ..... (道路建設課) ... 11
- 公告第4号 予防接種の実施期間延長... (健康づくり推進課) ... 11
- 公告第5号 宇治農業振興地域整備計画の変更  
 ..... (農林茶業課) ... 11

### 教 育 委 員 会

- 告示第17号 教育委員会の招集 ..... 12

### 監 査 委 員

- 公表第20号 定期監査の結果の報告 ..... 12

### 農 業 委 員 会

- 公告第12号 農業委員会定例総会の招集 ..... 12

### 公 営 企 業

- 告示第1号 宇治都市計画下水道の変更 ..... 13
- 公告第2号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ..... 13
- 公告第3号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 ..... 13

**条 例**

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市条例第19号**

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市印鑑条例（昭和54年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条中「または」を「又は」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を利用して、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力して申請する場合又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であつて、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）を利用して、市長が指定する電子計算機に暗証番号を自ら入力し、若しくはこれに代わる認証を行う方法により申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。

第16条の2第2項中「（平成14年法律第153号）」を削り、「署名用電子証明書」を「個人番号カード用署名用電子証明書」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第16条の3 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード又は移動端末設備を利用して多機能端末機（市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第17条第1号中「第16条」を「第16条本文」に改め、同条第4号中「、または」を「、又は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（揭示済）

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市条例第20号**

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項後段中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、同号に掲げる小学校就学前子どもの区分

に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを削る。

第36条第3項後段中「、第6条第2項中」を「、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」に、「、第13条第2項中」を「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市条例第21号**

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（揭示済）

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

**宇治市条例第22号**

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払と

みなす。

(掲示済)

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第23号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

Table with 9 columns: 職員の区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級. Rows 1-55.

Table with 9 columns: 職員の区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級. Rows 56-125.

Table with 9 columns: 職員の区分, 職務の級, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級, 6級, 7級, 8級. Rows 126-190.

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 改正後の宇治市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の4第2項の規定は令和5年6月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の宇治市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(揭示済)

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

#### 宇治市条例第24号

宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第17条第2項中「100分の116.25」を「100分の118.75」に改める。

第2条 宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「、期末手当」を「、期末手当、勤勉手当」に改める。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、第8条の第1項に規定する基準日に属する月において規則で定める日に支給する。

第8条第1項中「以下」を「以下この条、第14条第3項及び第17条において」に改め、同条第2項中「100分の118.75」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第8条の2 6月1日及び12月1日（以下この条、第14条第4項及び第17条の2においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。第4項において同じ。）に、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給する。

2 勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前条第4項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

4 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給の制限及び一時差止めについて準用する。

第14条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日に属する月において規則で定める日に支給する。

第17条第2項中「100分の118.75」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第17条の2 基準日にそれぞれ在職するパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。第4項において同じ。）に、当該パートタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、勤勉手当を支給する。

2 勤勉手当の額は、前条第3項の平均給与額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、当該平均給与額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前条第4項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

4 給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る支給の制限及び一時差止めについて準用する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（宇治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

4 宇治市職員の育児休業等に関する条例（平成4年宇治市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「に育児休業」を「又は宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例（令和元年宇治市条例第22号）第8条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業」に改め、「（同条例の適用を受ける職員をいう。以下この条及び第9条において同じ。）」を削り、同条第2項中「に育児休業」を「又は宇治市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例第8条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業」に改める。

第9条中「職員が」を「職員（宇治市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員をいう。）が」に、「、宇治市職員の給与に関する条例」を「、同条例」に改める。

(揭示済)

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

#### 宇治市条例第25号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年宇治市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「とする」を「及び勤勉手当とする」に改め、同条第2項前段中「、第12条」を「、第12条、第13条」に、「第16条の2本文」を「前条本文」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

#### 宇治市条例第26号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例

宇治市手数料条例(平成12年宇治市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

「 を

(3) 除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	750円
-------------------------	------

「 に、

(2)の2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。)	400円
(3) 除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	750円

「 を

(5) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき350円
------------------------	---------------

「 に改

(4)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(電子情報処理組織を使用する方法により発行を行う場合における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項を証明した書面の請求を行う場合における当該発行を除く。)	700円
(5) 戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき350円

める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例第27号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の3」を「第28条の4」に改める。

第12条各号列記以外の部分中「及び第23条の3」を「、第23条の3及び第23条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第14条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の5中「及び第23条の3」を「、第23条の3及び第23条の4」に改める。

第16条の5の2各号列記以外の部分中「及び第23条の3」を「、第23条の3及び第23条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第16条の5の9中「及び第23条の3」を「、第23条の3及び第23条の4」に改める。

第16条の6各号列記以外の部分中「第23条」を「第23条及び第23条の4」に改め、同条第2号イ中「の規定による」を「及び第72条の3の3第1項の規定による」に改める。

第19条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「又は第16条の7」を「若しくは第16条の7」に、「第23条第1項各号」を「第23条第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第23条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)

)に定める第16条第1項第2号若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条の4第1項各号(同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)」に改め、同条第2項中「若しくは第16条の5の6の額又は」を「、第16条の5の6の額若しくは」に、「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「、第23条の3第1項に定める第16条第1項第2号若しくは第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割額にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条の3第3項第1号に定める額、第23条の4第1項各号に定める額若しくは同条第4項各号」に改める。

第23条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第23条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第23条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、

- 出産の日。第28条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3第1項又は第16条の5の6第1項」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第23条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に当該出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条第1項又は第16条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする。
- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額から、当該保険料額に第23条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）
- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の5の3又は第16条の5の6」と読み替えるものとする。
- 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条第1項又は第16条の2第1項」とあるのは「第16条の7」と読み替えるものとする。
- 第5章中第28条の3の次に次の1条を加える。
- （出産被保険者に関する届出）
- 第28条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。
- (1) 世帯主の氏名及び住所
- (2) 出産被保険者の氏名及び住所

- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の第23条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の国民健康保険料については、なお従前の例による。

（揭示済）

## 規 則

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年12月28日

宇治市長 松村 淳子

## 宇治市規則第28号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式第50号の（表）中

- 「●課税方式の選択に関する事項」を
- 上場株式等の譲渡又は配当等に係る所得について、所得税と異なる課税方式を選択する方は、□にレ印を記入するとともに、上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書を提出してください。
- 所得税と異なる課税方式を選択します。」
- 削り、同様式の（裏）を次のように改める。

(裏)

6 給与所得の内訳

日給等の給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

Table with columns for month, day, salary, and number of working days. Includes summary rows for total and tax status.

7 事業所得・不動産所得に関する事項

Table for business and real estate income with columns for type, payer name, income, expenses, and tax exemptions.

8 配当所得に関する事項

Table for dividend income with columns for type, payer name, year, income, and expenses.

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table for miscellaneous income with columns for category, payer name, income, and expenses.

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for comprehensive transfer and one-time income with columns for income, expenses, and tax exemptions.

11 事業専従者に関する事項

Table for business family members with columns for name, relationship, birth date, working days, and income.

13 事業税に関する事項

Table for business tax with columns for non-taxable income, serial number, and income amount.

14 寄附金に関する事項

「都道府県・市町村分(特例控除対象)」及び「京都府の共同募金会・日本赤十字社支部」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for non-cohabiting family members with columns for name, relationship, residence, and tax status.

Table for donations with columns for recipient type and amount.

15 所得金額調整控除に関する事項

Table for income adjustment deductions with columns for name, relationship, birth date, and residence.

◎ 所得がなかった人

Table for people with no income, with columns for serial number and reason.

【通信欄】

年1月1日現在は、宇治市以外に居住していた。住所